

磐田市市制施行20周年記念冠事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、磐田市市制施行20周年記念冠事業の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「磐田市市制施行20周年記念冠事業」とは、磐田市市制施行20周年記念事業である旨をその事業の名称に冠して行う事業（市が自ら行うものを除く。）をいう。

(冠事業の承認)

第3条 磐田市市制施行20周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）を実施しようとする者は、この要領の規定に定めるところにより、市の承認を受けなければならない。

(対象者)

第4条 冠事業の対象となる個人又は団体は、「市制施行20周年」という節目を市民と一緒に祝い、市民のさらなる一体感並び地域への関心及び愛着の醸成を図ることを目的とした事業を実施できると認められるものとする。

(対象事業)

第5条 冠事業の対象となる事業は、広く市民を対象とし、営利を目的としない公共性のある事業で、かつ、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に完了し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 記念イベント等とおして多くの市民や企業等が交流できる事業
- (2) 市民自らが積極的に参加又は協力し参画できる事業
- (3) 磐田市の歴史や文化、魅力を広くPRする事業
- (4) 市制施行20周年を祝うなど、その他市長が適当と認めた事業

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、冠事業の対象から除く。

- (1) 磐田市の信用や品位を損なうおそれがある事業
- (2) 法令又は公序良俗に反する事業、その他社会的非難を受けるおそれがある事業
- (3) 政治及び宗教活動に関わりのある事業
- (4) 磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等との関係があるものが開催する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市制施行20周年記念事業を推進するうえで支障が生じるおそれがある等市長が不適当と認めた事業

(事業の申請)

第6条 冠事業の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、磐田市市制施行20周年記念冠事業承認申請書（様式第1号）により、当該冠事業の開催日の1か月前までに市長に申請しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 磐田市後援名義使用承認取扱要領第6条に規定する後援名義使用の承認を受けたとき。
- (2) 磐田市教育委員会後援名義使用の承認に関する取扱い基準第6条に規定する後援名義使用の承認を受けたとき。

とき

3 市長は、事業の内容を審査するため、第1項の申請書のほか必要な資料の提出を求めることができる。

(事業承認の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、冠事業の可否を決定し、磐田市市制施行20周年記念冠事業承認(不承認)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。ただし、前条第2項の規定に該当するときは、次の各号のいずれかをもって、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

- (1) 磐田市後援名義使用承認取扱要領第6条に規定する磐田市後援名義使用承認通知書
- (2) 磐田市教育委員会後援名義使用の承認に関する取扱い基準第6条に規定する磐田市教育委員会後援名義使用承認通知書

2 市長は、前項の冠事業の承認をする場合は、必要に応じて条件を付すことができる。

(承認内容の変更)

第8条 冠事業の承認を受けた者(以下「被承認者」という。)が、当該冠事業の内容を変更したいときは、磐田市市制施行20周年記念冠事業変更承認申請書(様式第3号)により、速やかに市長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、冠事業の変更の可否を決定し、磐田市市制施行20周年記念冠事業変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(承認の取消)

第10条 市長は、冠事業の承認をした事業が第5条に掲げる要件に該当しないときその他冠事業として適当でないと認めるとき、冠事業の承認を取り消すことができ、取り消した場合には、磐田市市制施行20周年記念冠事業承認取消通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(報告)

第11条 被承認者は、当該事業が完了したときは、磐田市市制施行20周年記念冠事業実績報告書(様式第6号)により、市長に報告しなければならない。

(特典)

第12条 被承認者は、当該事業において「磐田市市制施行20周年記念冠事業」の名称を冠にして使用するほか、次の各号の特典を受けることができる。

- (1) 市が権利を有する20周年記念ロゴマークを使用したい場合、磐田市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する取扱要領第6条に規定する承認を受けたものとする。
- (2) 冠事業の開催場所が市の公共施設であり、かつ、冠事業の開催にあたり市又は市の関係団体から補助金等の経済的支援を受けていない場合は、別表中該当条例等及び該当条項の欄に掲げる条項に規定する、市長又は指定管理者が公益上特に必要があると認めるものとして、使用料等を減額又は免除を受けることができる。この場合において、減額又は免除の対象日は、当該冠事業の開催当日のみとし、開催当日以外の準備、片付け、練習等に使用した日については、対象外とする。

(電磁的記録)

第13条 申請者は、この要領に規定する提出書類を、書面等(書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条

において同じ。)に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成し、市長が認める方法により提出することができる。

(免責)

第14条 市は、冠事業の承認、変更又は取消の決定により、被承認者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

2 被承認者が、冠事業の実施によって第三者に対して与えた損害又は損失については、市は、損害賠償、損失補填その他の法律上の一切の責めを負わない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月16日から施行し、令和8年3月31日をもって廃止する。

別表

公共施設名	該当条例等及び該当条項	減免等対象の施設利用料
交流センター	磐田市交流センター条例(平成26年磐田市条例第28号)第14条	別表第2 (ア) 施設使用料
体育施設	磐田市体育施設に関する条例(平成17年磐田市条例第146号)第20条	別表第3 1 磐田市総合体育館 2 磐田市陸上競技場 3 磐田スポーツ交流の里ゆめりあ競技場 4 磐田城山球場 5 磐田温水プール 6 福田屋内スポーツセンター 7 福田南島体育館 8 竜洋海洋センター 9 竜洋スポーツ公園サッカー場 10 その他の野球場 11 グラウンド 12 テニスコート 13 磐田卓球場 14 その他の体育施設 上記全ての(ア) 施設利用料金
	磐田市竜洋体育センター条例(平成27年磐田市条例第32号)第21条	別表 (ア) 施設利用料金
	磐田市アミューズ豊田条例(平成17年磐田市条例第147号)第20条	別表第1、第2 アミューズ豊田利用料金表 (ア) 施設利用料金
	磐田市豊岡総合センター条例(平成17年磐田市条例第148号)第21条	別表第2 (ア) 施設利用料金
	磐田市民文化会館条例(令和3年磐田市条例第27号)第13条	別表第1 ホール等使用料
磐田市竜洋なぎの木会館条例(平成26年磐田市条例第29号)第14条	別表第1 部屋等使用料	
磐田市熊野伝統芸能館条例(平成17年磐田市条例第145号)第13条	別表 1 使用料(1) 施設使用料	
磐田市新造形創造館条例(平成17年磐田市条例第144号)第22条	別表	

福祉施設	磐田市総合健康福祉会館条例（平成20年磐田市条例第29号）第13条	別表
	磐田市福田健康福祉会館条例（平成17年磐田市条例第117号）第20条	別表第1
	磐田市豊田福祉センター条例（平成17年磐田市条例第118号）第14条	別表
農林施設	磐田市福田農村環境改善センター条例（平成17年磐田市条例第176号）第20条	別表 センター利用料金
	磐田市於保農村婦人の家条例（平成17年磐田市条例第174号）第13条	別表
労働観光施設	磐田市勤労者総合福祉センター条例（平成17年磐田市条例第169号）第20条	別表 （ア）施設利用料金
その他施設	磐田市情報館条例（平成21年磐田市条例第23号）第14条	別表
	磐田市都市公園条例（平成17年磐田市条例第195号）第13条	別表第6

※上記以外の照明設備利用料や付帯設備利用料等は、減免又は免除の対象外とする。

磐田市市制施行20周年記念冠事業変更承認申請書

（宛先）磐田市長

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
担当者氏名
連絡先 電 話 番 号
F A X
E メ ー ル

年 月 日付けで承認を受けた磐田市市制施行20周年記念冠事業について、変更したいので、下記により申請します。

記

承認番号	
事業名称	
変更理由	
変更内容	(変更前)
	(変更後)
備考	

※変更内容が確認できる資料等があれば添付してください。

第 号
年 月 日

磐田市市制施行20周年記念冠事業承認取消通知書

様

磐田市長



年 月 日付けで承認しました標記の件について、磐田市市制施行20周年記念冠事業取扱要領第10条の規定により取消しましたので通知します。

記

承認番号			
事業名称			
事業内容等	申請書記載のとおり		
承認取消の理由			
担当課名		連絡先	

磐田市市制施行20周年記念冠事業実績報告書

(宛先) 磐田市長

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 担当者氏名
 連絡先 電 話 番 号
 F A X
 E メ ー ル

年 月 日付で承認を受けた磐田市市制施行20周年記念冠事業について報告
 します。

記

承認番号		事業区分	新規・継続
事業名称			
開催日時			
開催場所			
開催目的			
開催内容			
受けた特典	<input type="checkbox"/> ロゴマーク <input type="checkbox"/> 公共施設の減免（この特典を受けた場合は、決算報告書の添付必須です。）		
実績報告	事業費		円
	参加・入場料	無料 ・ 有料 ※有料の場合は、決算報告書の添付必須です。	
	参加人数		人

※事業報告書や写真等、内容が確認できる書類を添付してください。

※事業完了後、速やかに提出してください。